



## 長野県多重債務者対策協議会を10月16日(水)に開催します

収入の減少や事業不振などを原因とする多重債務者問題が深刻な社会問題となっています。また、抜本的な対策として実施された改正貸金業法の完全施行(平成22年6月18日)から3年が経過しました。

多重債務者対策の円滑かつ効果的な推進を図るため、標記協議会を次のとおり開催します。

※多重債務とは：返済能力を超えてお金を借りている状態

- 1 日時 平成25年10月16日(水) 13:30~15:30
- 2 場所 長野県長野消費生活センター 教室  
(長野市中御所岡田98-1 電話：026-223-6770)

### 3 内容

- (1) 多重債務者対策について
- (2) 構成機関・団体からの提出議題について

### 4 協議会構成団体

長野県弁護士会、長野県司法書士会、日本司法支援センター長野地方事務所、ヤミ金融を告発する長野県連絡会、長野県クレジット・サラ金、高利商工ローン被害をなくす会連絡協議会、(一社)長野県労働者福祉協議会、(一社)長野県商工会議所連合会、長野県商工会連合会、日本貸金業協会長野県支部、(一社)長野県銀行協会、長野県信用金庫協会、長野県信用農業協同組合連合会、長野県労働金庫、(株)ゆうちょ銀行信越エリア本部、財務省関東財務局長野財務事務所、長野県警察本部生活安全部、長野県教育委員会事務局、長野県健康福祉部、長野県商工労働部、長野県企画部、長野県消費生活センター ほか

この取り組みは、しあわせ信州創造プラン(長野県総合5か年計画)の政策推進の基本方針「2 豊かさが実感できる暮らしの実現」に基づくものです。

しあわせ信州創造プラン(長野県総合5か年計画)推進中

担当:企画部 消費生活室 相談啓発係  
(室長) 逢沢正文 (担当) 菅沼 淳  
電話:026-223-6770 (直通)  
FAX:026-223-6771  
E-mail shohi@pref.nagano.lg.jp